概　要
　審査請求人に発病した「適応障害」は、業務上の事由によるものとは認められないとした事例

要　旨
１　事案の概要
　審査請求人（以下「請求人」という。）は、平成○年○月に株式会社○（以下「会社」という。）に入社し、営業事務に従事していた。
　請求人は、平成○年○月○日、会社の階段において上司と口論となった際、突然激しい頭痛を起こし、同月○日に病院を受診し「高血圧症、心因反応」と診断され、同年○月○日、別の病院で「適応障害」と診断された。
　請求人は、約４年間で９回の予告なき配置転換、上司から暴言、いじめや嫌がらせを受けたことにより適応障害を発病したとして休業補償給付を請求したところ、監督署長は、当該疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分を行った。

２　審査請求の理由
　度重なる予告なき配置転換、上司から人格を傷付けるいじめ・嫌がらせにあったために適応障害を発症したものである。監督署長は、事実を過小評価しており、業務上の疾病として扱われるべきである。

３　原処分庁の意見
「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針」に基づき判断すると、次のとおりである。
（１）　請求人は、平成○年○月下旬頃に、ICD-10「F43.2　適応障害」を発病したものと認められる。
（２）　発病前おおむね６か月間における業務による出来事について検討すると、以下のとおりである。
　ア　請求人には、平成○年○月から平成○年○月にかけて、転居を伴わない配置転換が２回あったことから「配置転換があった」に該当する。平均的な心理的負荷の強度は「中」であるが、この異動は、請求人の能力を考慮し、負荷を軽減するためのものであり、負荷も軽微であったものと判断し、心理的負荷の強度は「弱」と判断する。
　イ　請求人と上司とのトラブルについては、請求人自身の不適切な業務処理に関する業務指導の範囲内である指導や叱責と判断するが、平成○年○月○日に上司との口論があったことについては客観的に確認できたことから、「上司とのトラブルがあった」に該当する。この出来事の平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」であるが、請求人が同僚の退職についての上司の対応に抗議したものにすぎないことから、心理的負荷の強度は「弱」と判断する。
　ウ　また、平成○年○月の時間外労働時間数は４４時間１６分であり、前月と比較して２０時間程度増加し、概ね４５時間以上となることから、「仕事内容・仕事量の(大きな)変化を生じさせる出来事があった」に該当し、心理的負荷の強度は「中」と判断する。
（３）　業務以外の要因について、請求人は、就職前の平成○年○月に「強迫性障害」と診断されている。その他には考慮すべき点は認められない。
（４）　上記のとおり、業務による心理的負荷の総合評価は「中」であることから、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められない。

４　審査官の判断
「心理的負荷による精神障害の認定基準」に照らし、判断すると、次のとおりである。
（１）　請求人は、平成○年○月下旬頃に「F43.2 適応障害」を発病したと認められる。
（２）　発病前おおむね６か月間に発病に関与したと考えられる出来事について検討すると、以下のとおりである。
　ア　請求人は、転居を伴わない配置転換を２回していると認められる。上司は、この配置転換について、「請求人の仕事に対する管理能力が欠如していると判断したため、他業務への影響が最も少ない業務に主担当を変更した。仕事内容はそれまでの仕事の延長にあるような内容なので、仕事内容の変化が請求人にとって負担だった

とは思わない。」と述べている。この出来事は「配置転換があった」に該当し、配置転換の理由が不合理とはいえないこと、配置転換による業務の変化が軽微であること、配置転換後の時間外労働が増加していないこと等から、この出来事の総合評価は「弱」と判断される。

イ　請求人は、上司から侮蔑的な発言をされたと主張しているが、会社関係者は、上司が朝礼で皆に対して話した例え話だと述べている。

　また、上司の言動について、会社関係者は「部下がミスをしたときは厳しく注意するが、ごく一般的な業務指導の範囲内だった。女性に対しては言葉遣いを特に気をつけていた。」と述べている。

　このことから、業務指導の範囲を逸脱する言動、人格を否定する発言は確認できないが、請求人が精神的圧迫を感じてストレスが増強したと主張していることから、「上司とのトラブルがあった」に該当する。しかし、周囲の者にも客観的に認識される大きなトラブルに発展して継続していたとは認められていないので、この出来事の総合評価は「弱」と判断する。

ウ　請求人の発病前６か月の時間外労働時間をみると、会社の繁忙期であることから、平成○年○月が４４時間余と前月の２１時間余から大きく増加している。この出来事は、「仕事内容・仕事量の（大きな）変化を生じさせる出来事があった」に該当し、時間外労働時間の増加の程度から、この出来事の総合評価は「中」と認められる。

（３）　業務以外の心理的負荷については、特に確認されていない。

（４）　個体側要因について、○病院の意見書において、傷病名「強迫性障害」との記述が認められる。

（５）以上のとおり、本件は、業務による心理的負荷が強度のものとは判断できないので、業務上の疾病とは認められない。